加古川市立若宮小学校インターネット運用規定

第1章 ねらい

I. この規定は、加古川市立若宮小学校におけるインターネット利用を適正かつ円滑に行うために、必要な事項を定めるものとする。

第2章 インターネット利用の基本

1. 加古川市立若宮小学校においてインターネットを利用するにあたっては、児童の情報活用能力の育成をはかるとともに、学校教育の活性化に寄与するために活用する。なお、児童及び関係者の個人情報は、 十分保護されなければならない。

第3章 インターネットの主な利用形態

1. インターネットの主な利用形態は、次に定めるものとする。

(1)情報の発信

教科や特別活動での学習事項等のまとめなどを、学校のホームページや 39 メール、ブログを使って積極的に情報発信する。

(2)情報の受信

学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

(3)情報の検索及び収集

ホームページや電子メール等を使用して、学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送って、回答を得たりする。

(4) 教材作成

ホームページや電子メール等を使用して、授業で活用できる画像データや文書データ等を収集・加工し、教材づくりに活用する。

(5) 国内および国際協力

ホームページや電子メール等を使用して、学校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校との通信を行う。

第4章 個人情報の発信とその範囲

- I. インターネットを利用して児童の個人情報を発信する場合は、本人および保護者の同意に基づき、学校長の決裁を得て発信するものとする。
- 2. インターネットを利用して、教職員の個人情報を発信するには、本人の同意に基づき、学校長の決裁 を得て発信する。
- 3. インターネットで発信する個人情報の範囲は、次に定めるものとする。

- (1)児童および教職員の氏名(ただし名簿等の掲載は、不可)
- (2)教育活動の様子を伝える内容の写真(ただし、氏名が特定できる形での同時掲載はしない)
- (3) 児童の作成した作品およびその説明、作者氏名
- (4)課題研究レポートまたは論文等の成果物
- (5) スポーツ活動、各種コンクール等の参加記録および氏名
- (6) 職員研修等で研修した研修内容、講師名、職名
- 4. 本人もしくは保護者から発信の内容の訂正や取り消しを求められたときは、直ちにこれに応じる。
- 5. 児童がホームページを作成した場合でも本規定を適用し本校職員が確認する
- 6. 上記の事項以外に生じた課題については、その都度検討し改訂する。

第5章 掲載情報の基本的倫理

- 1. インターネットの利用に際しては、個人や団体を誹謗・中傷する内容を掲載しない等、教職員の共通 理解を図るとともに、児童への指導を徹底する。
- 2. 著作権および知的所有権ついては、教職員の研修を行い、その扱いには十分配慮しなければならない。
- 3. インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱いについては十分留意する。また、県立教育研修所のセキュリティー機能により、教育上有害な情報にアクセスできないようにする。
- 4. ホームページから教育目的でリンクする場合は、学校または公的機関を原則とし、必ず相手方の了解 を得る。
- 5. 情報の基本的倫理に関しては、児童に対しても機会をとらえ指導していくものとする。

第6章 運用管理

- 学校長は、インターネットの適正な運用管理を行うため、インターネット担当者を置く。
- 2. インターネット担当者は、インターネットに関する職員研修も含めた運用管理にあたる。
- ※本規定は、「加古川市立学校におけるインターネット活用規定」および「ホーム(Web)ページの開設について(確認事項)」にもとづいて作成しています。